

参考資料6：エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性

<バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)抜粋>

参考 1-28 エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性

○エレベーターロビー付近に下り段差等が近接する等の危険な状況をつくりださないこと

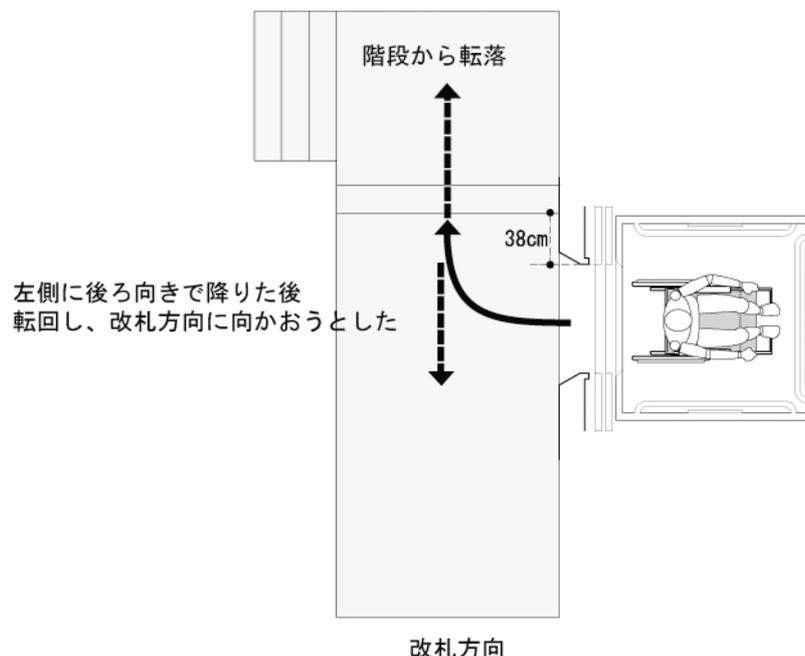
- ・車いす使用者は、かご内で転回できない場合には、前進で乗り込み、後退して降りることとなるため、エレベーターを降りた後のロビー空間において車いす使用者が転回できる空間を確保することが重要である。このため、本整備ガイドラインにおいては、ロビー空間の広さについて、標準的な整備内容として車いす使用者が転回できるよう150cm 以上×150cm 以上の空間を確保すること、望ましい整備内容として電動車いす使用者が転回できるよう180cm 以上×180cm 以上の空間を確保することを示している。
- ・しかし、実際の利用状況を鑑みると、電動車いす使用者がエレベーターを出入口の左右に避けながら降りることも想定され、出入口の正面方向のみでなく、出入口の左右方向にも十分な広さの空間を確保する必要がある。
- ・このような電動車いす使用者等の利用状況を考慮すると、出入口左右方向に下り段差や下り階段、下りスロープが設置されている場合、電動車いす使用者等が転倒、転落するおそれがある。同様に、肢体不自由者、高齢者、視覚障害者等をはじめ高齢者、障害者等にとっても、エレベーター出入口付近に下り段差や下り階段、下りスロープが近接することは危険であることに十分留意する必要がある。

○X 駅での事故事例

①事故の発生状況

- ・X 駅において、電動車いす使用者がエレベーターに近接する下り階段（2 段）から転落し、死亡する事故が発生した。
- ・事故現場はエレベーターロビー出入口と下り階段が隣接（出入口端から階段まで 38cm）しており、電動車いす使用者は、エレベーター前の通路で方向転換する際に当該階段より転落した。
- ・エレベーターかご内・出入口幅の寸法はならびにロビー広さは旧移動円滑化基準に適合しており、かつ、旧整備ガイドラインに記載された内容を満たしていた。

<事故発生時の状況>



②事故後の転落防止策

- ・事故発生直後、当該階段への転落を防止するため、階段始端部に転落防止ポールが設置された。
- ・その後、エレベーターロビー出入口に近接する下り段差部分を嵩上げし、階段始端部の位置を変更することにより出入口左方向にロビー空間を拡大した。
- ・また、階段の存在を注意喚起するとともに退出方向を示している。

<階段始端部を変更し、出入口左方向にロビー空間を拡大>

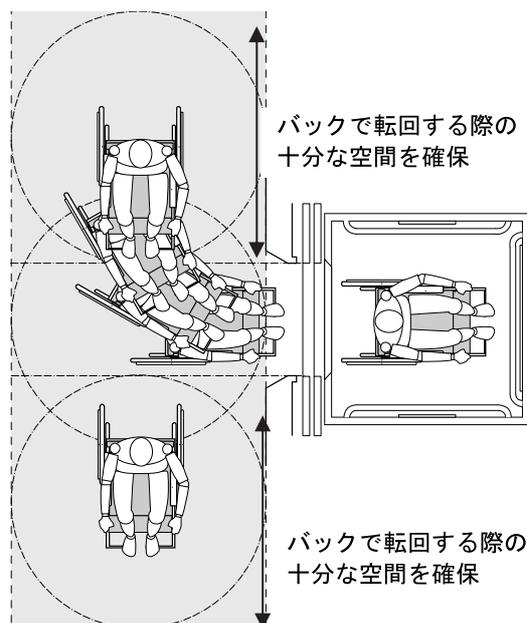


<現在、掲示されている注意喚起案内>



○新設・大規模改良時の配慮事項

- ①電動車いすが後向きでエレベーターを降りた後、左右に避け、さらに転回できる範囲を確保するため、出入口左右端からそれぞれ十分な広さの範囲（左右端からそれぞれ電動車いすが転回できる空間の確保を考慮すると180cm程度）には、下り階段・段差を設けない。
- ②正面で転回することも考慮し、正面方向にも十分な広さ（電動車いすの転回を考慮すると180cm程度）の範囲には下り階段・段差を設けない。
- ③電動車いす使用者がかご内で転回し前進により降りることができる大型のエレベーター（18人乗り以上等）を設置することや、かご内部で転回することなく利用できるスルー型エレベーターを設置することも有効である。



○既存施設等において危険な状況が作られてしまっている場合の対応方策

- ①上記空間内（出入口左右端から電動車いすが転回できる十分な空間）に下り階段・下り段差がある場合、転落防止策として、転落防止柵等を設ける。
- ②但し、階段において転落防止柵を設けることにより、本整備ガイドラインで定める階段幅 120cmや建築基準法(※)で定める階段幅を確保できない場合など構造上転落防止柵を設置できない場合には、当該エレベーターを利用するために必要な各階乗り口位置及びかご内の車いす使用者に配慮した操作盤近くにおいて注意喚起の掲示を行う（降りた後に下り階段・下り段差が近接する位置とともに安全に降りるために転回すべき方向を示す）。
- ③なお、旅客施設のエレベーターロビーには、様々な構造が想定されるため、①及び②以外の転落防止策の実施にあたっては、必要に応じて電動車いす使用者の意見を聞き検討する。

※旅客船においては、船舶安全法と読み替える。